

令和6年度感染症対策研修会
令和6年7月12日

中讃管内での集団発生の現状・ 発生時の報告方法

香川県中讃保健福祉事務所
保健対策第一課

本日、お話する内容

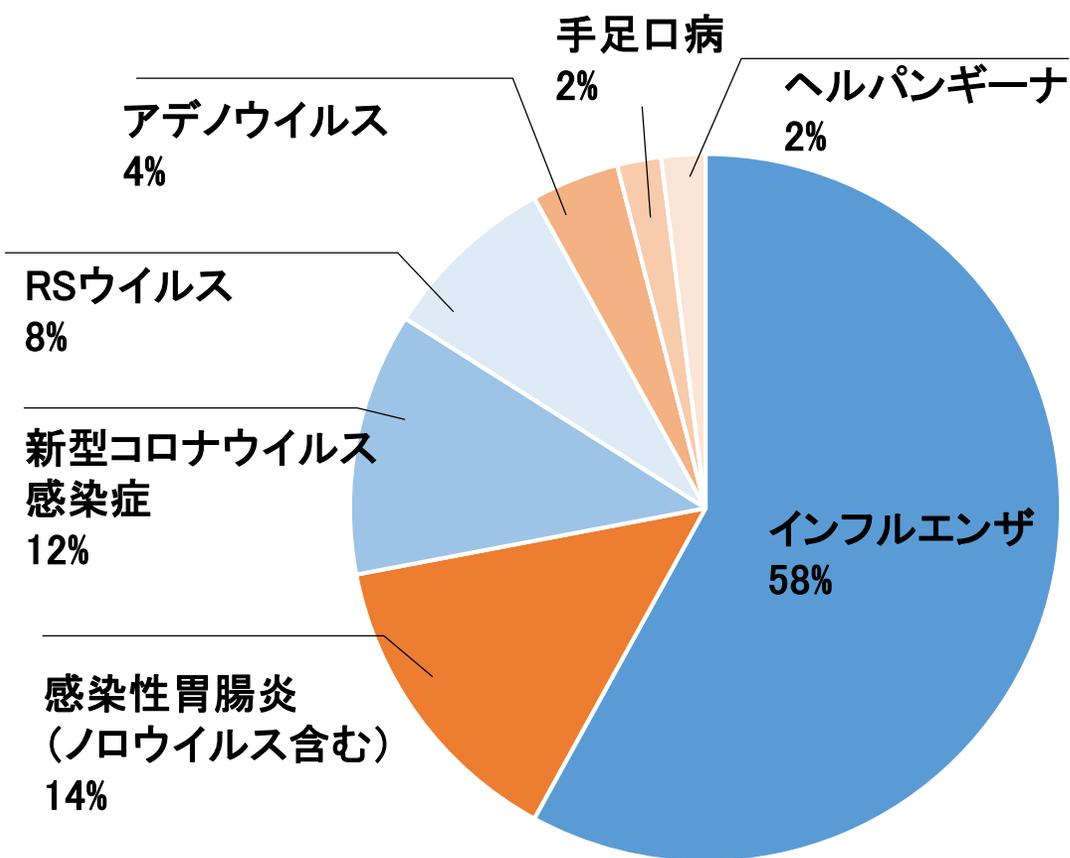
- 1 昨年度の集団発生状況について
- 2 事前アンケートの結果
- 3 保健所への報告方法
- 4 担当のみなさまにお願いしたいこと

1 昨年度の集団発生状況について

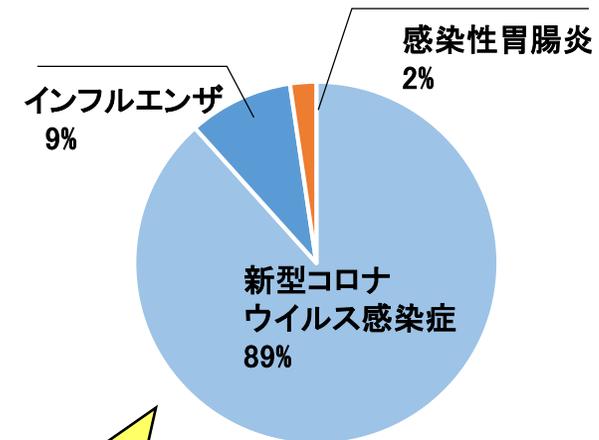
令和5年度報告数: 126件 (社会福祉施設、医療機関等)

…うち保育施設 (保育所、認定こども園) 50件 (40%)

令和5年度保育施設 集団発生疾患別 (n=50)



令和5年度高齢者施設 集団発生疾患別 (参考)



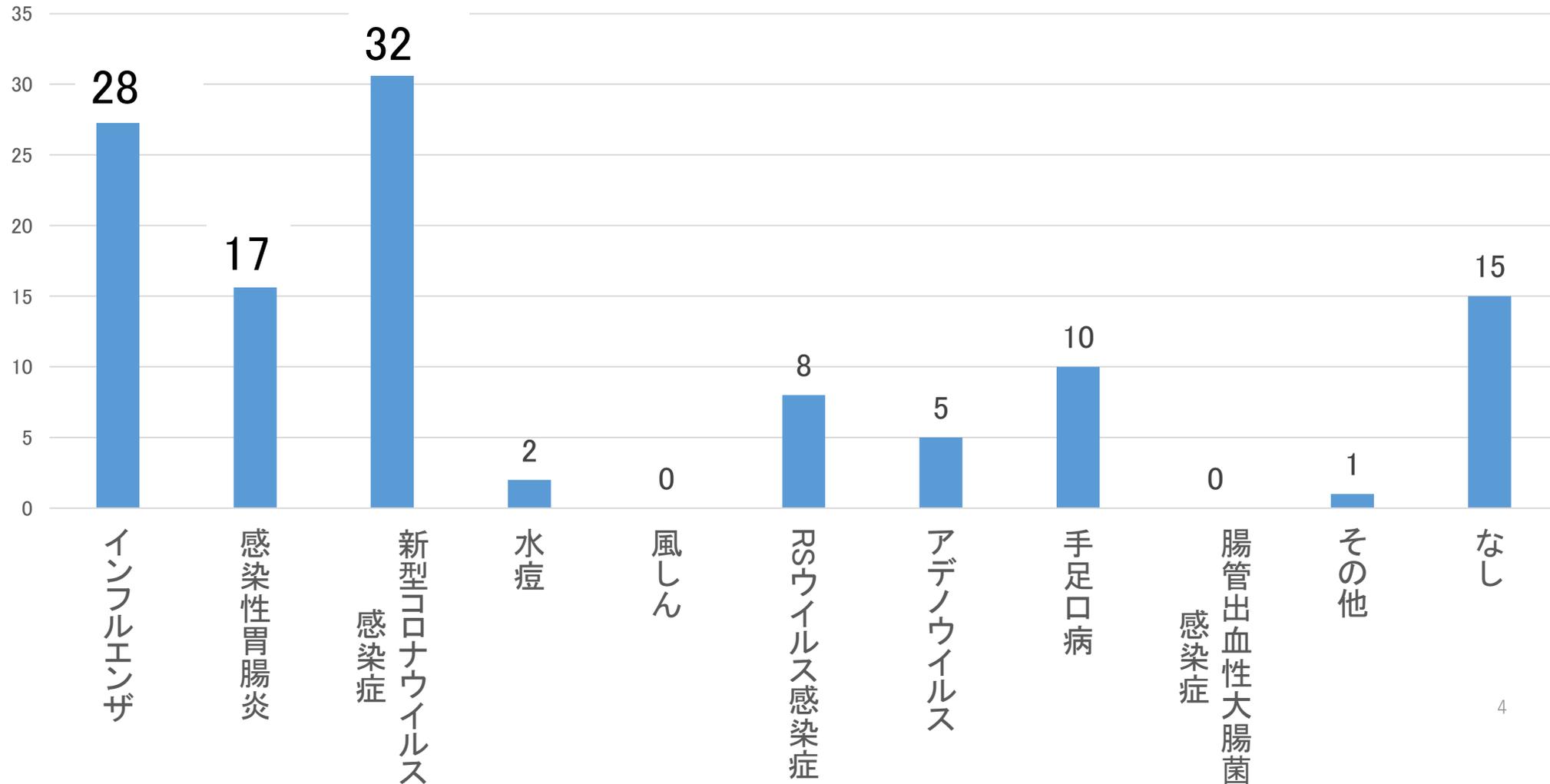
飛沫感染する感染症と
接触感染する感染症の
両方が流行している。

2 事前アンケートの結果

配布数: 98

回答数: 57 (6/20時点)

どのような感染症の集団発生の対応経験があるか。(複数回答有)



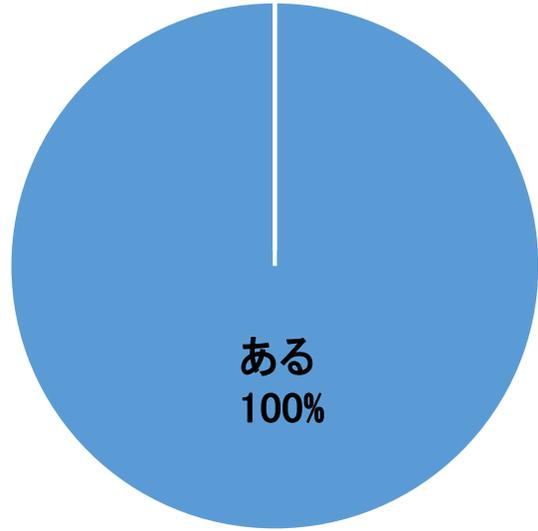
感染症の集団発生が起こった場合、対応に不安のある疾患はあるか。

ある…54%、ない…46%

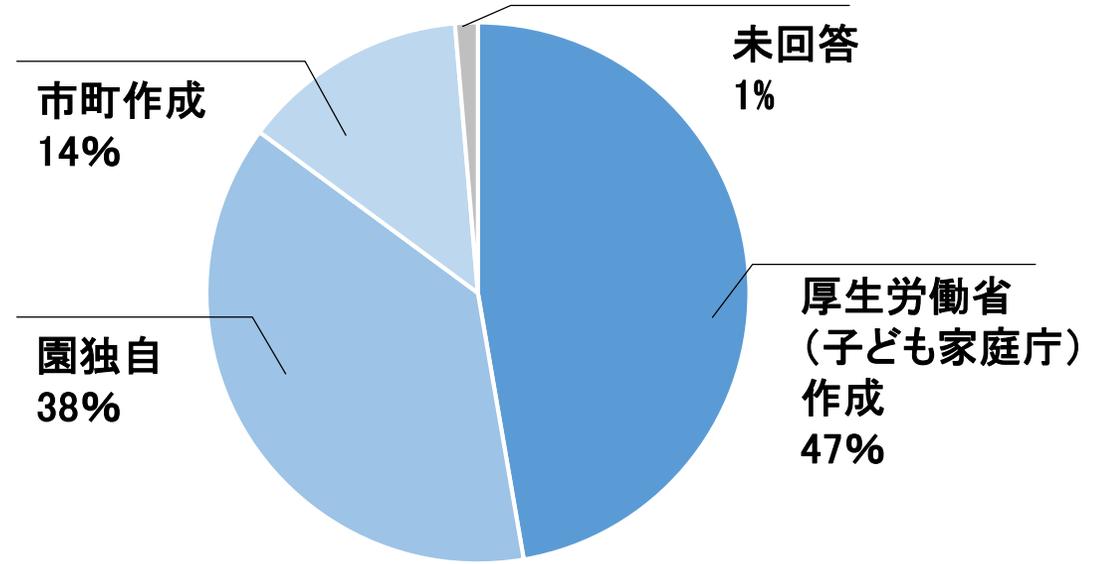
★対応に不安のある疾患について

疾患名	その理由
腸管出血性大腸菌感染症	<ul style="list-style-type: none">・対応経験がないため。・感染力が強く、重症化すると命に関わるため。・嘔吐、下痢の処理が十分に行えない可能性がある。・受診しても検査しないと分からず、単なる胃腸炎と言われ下痢が止まっていなのに登園してよいと言われると感染拡大のリスクが高い。
感染性胃腸炎	<ul style="list-style-type: none">・感染力が強い。集団発生となったことがある。・嘔吐、下痢後の処理・消毒が完全にできているか心配。処理に手が取られる。・欠席の定義が曖昧。医師によって対応が異なるため完治しないまま登園し、広がる可能性がある。
風しん	<ul style="list-style-type: none">・対応経験がないため
手足口病、アデノウイルスRSウイルスなど	<ul style="list-style-type: none">・感染力が強く、消毒をしても感染防止が難しい。・登園の目安が曖昧で感染力のある時期に登園し集団発生となってしまう。

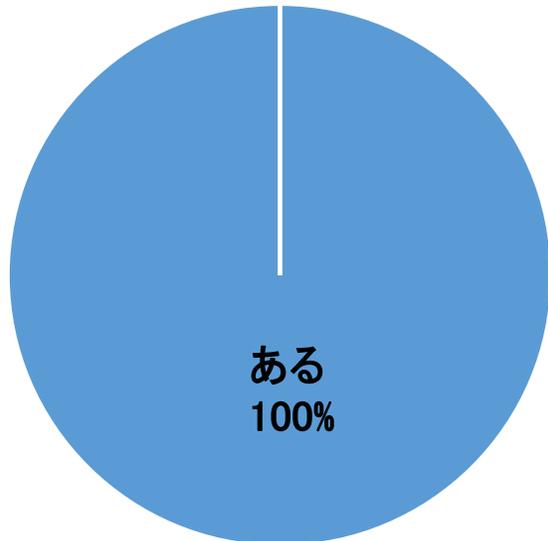
施設内には感染症対策マニュアルがあるか。
(n=57)



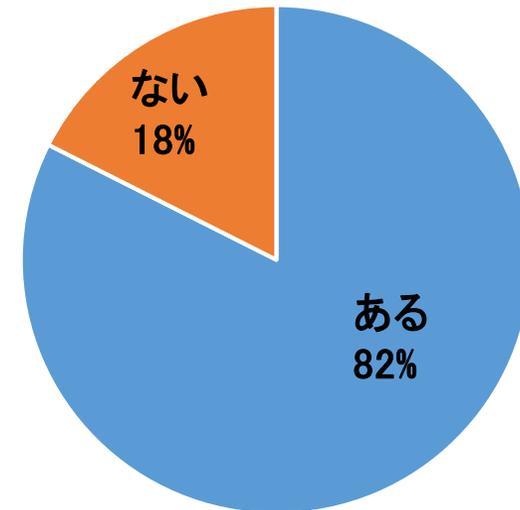
感染症対策マニュアルの種類(n=57)



マニュアル内に疾患別対応の内容はあるか
(n=57)



マニュアル内に発生時対応の内容はあるか
(n=57)



感染症対策マニュアルについて

- 感染症対策マニュアルは回答いただいた全施設で準備できていた。
- 「感染症発生時対応の内容が含まれていない」と回答した施設は「園独自」又は「市町作成」のマニュアルを使用していた。

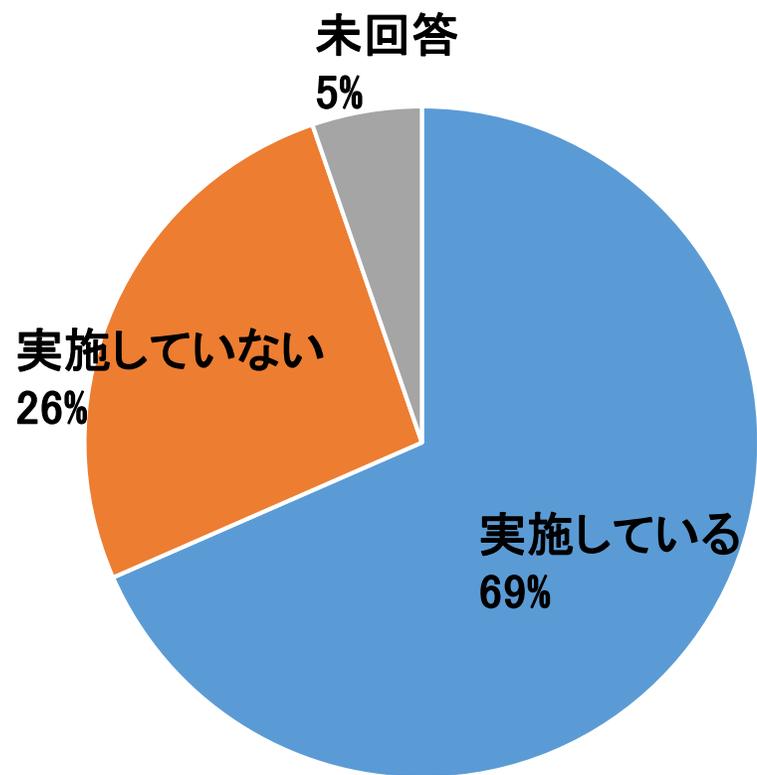
→厚生労働省(子ども家庭庁)作成のマニュアルを参考に！

〈各施設内でのマニュアル周知方法〉

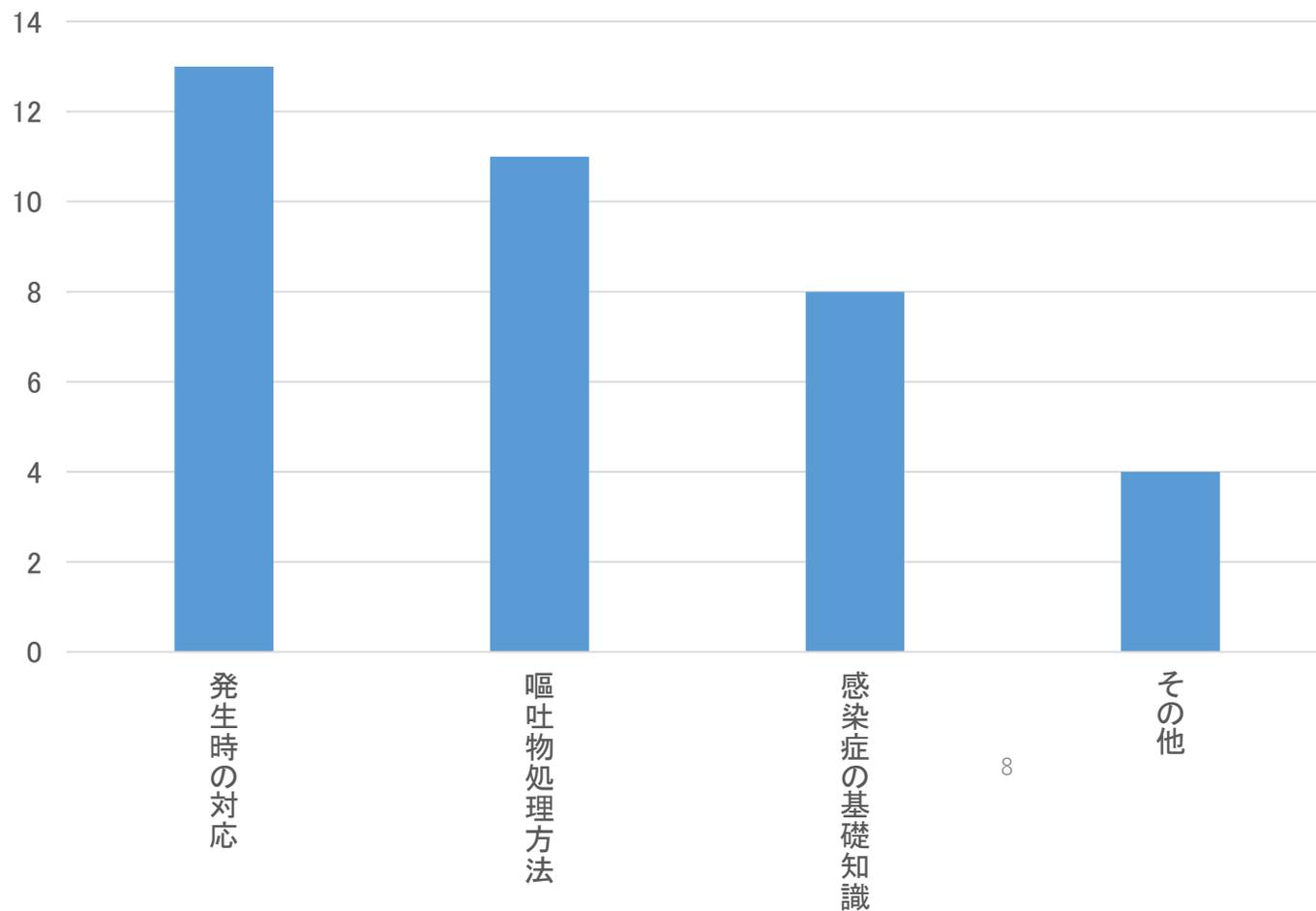
- ・ 事務所や職員室、各クラスに保管し、誰でも見られるようにしている。
- ・ フローチャートや疾患別対応などはラミネートしている。
- ・ 保育手帖として冊子を作成し、全職員に配布している。
- ・ 年に1回職員で見直しをしている。
- ・ 職員ミーティングや研修で内容を再確認している。

施設職員を対象とした研修会について

施設内で職員を対象に感染症に関する研修会を実施しているか(n=57)



研修会の内容(複数回答有)

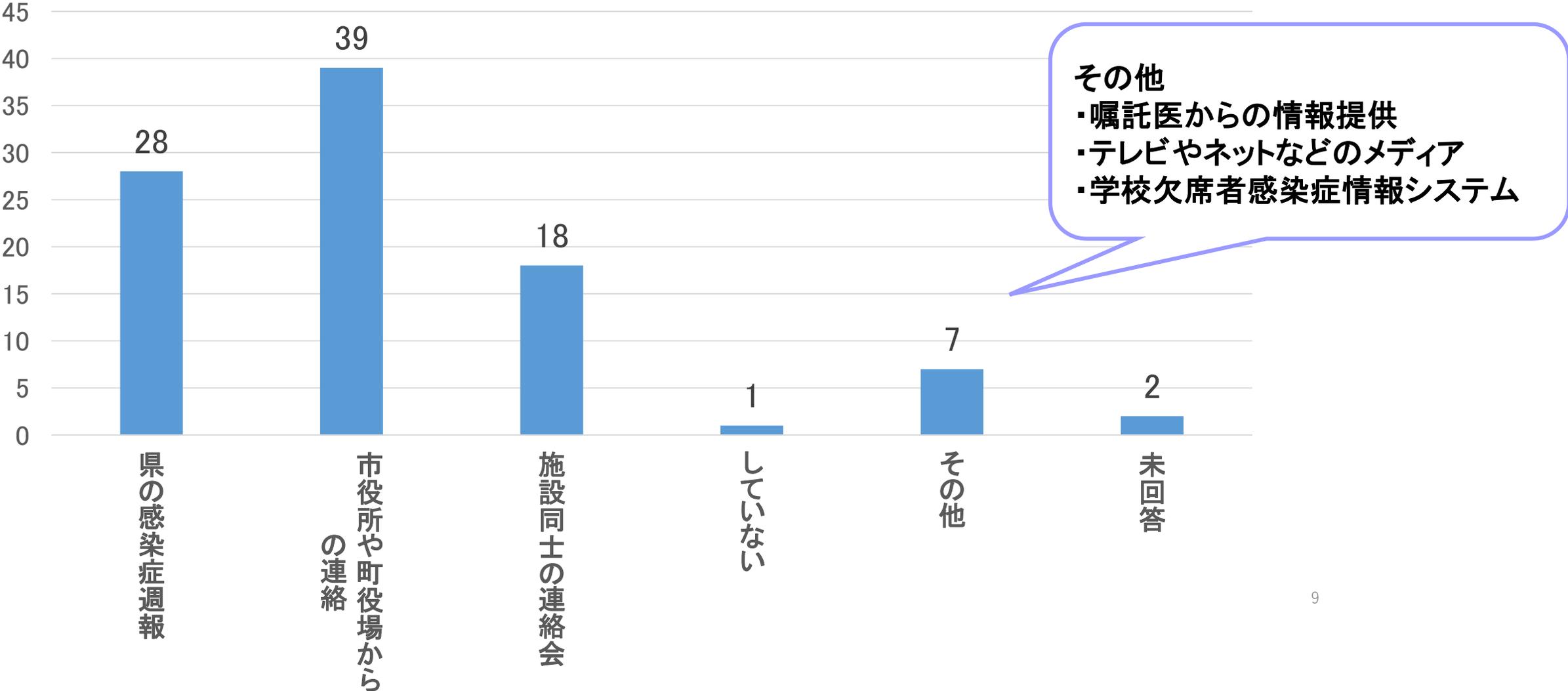


その他

- ・マニュアルの読み合わせ
- ・食育アレルギー など

地域の感染症流行状況についてどのような方法で情報収集をしているか。

(複数回答有)



3 保健所への報告方法

★保健所への報告根拠と基準

「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」(平成17年2月22日発厚生労働省健康局長通知)

記4 社会福祉施設等の施設長は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずること。

ア. 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合

イ. 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

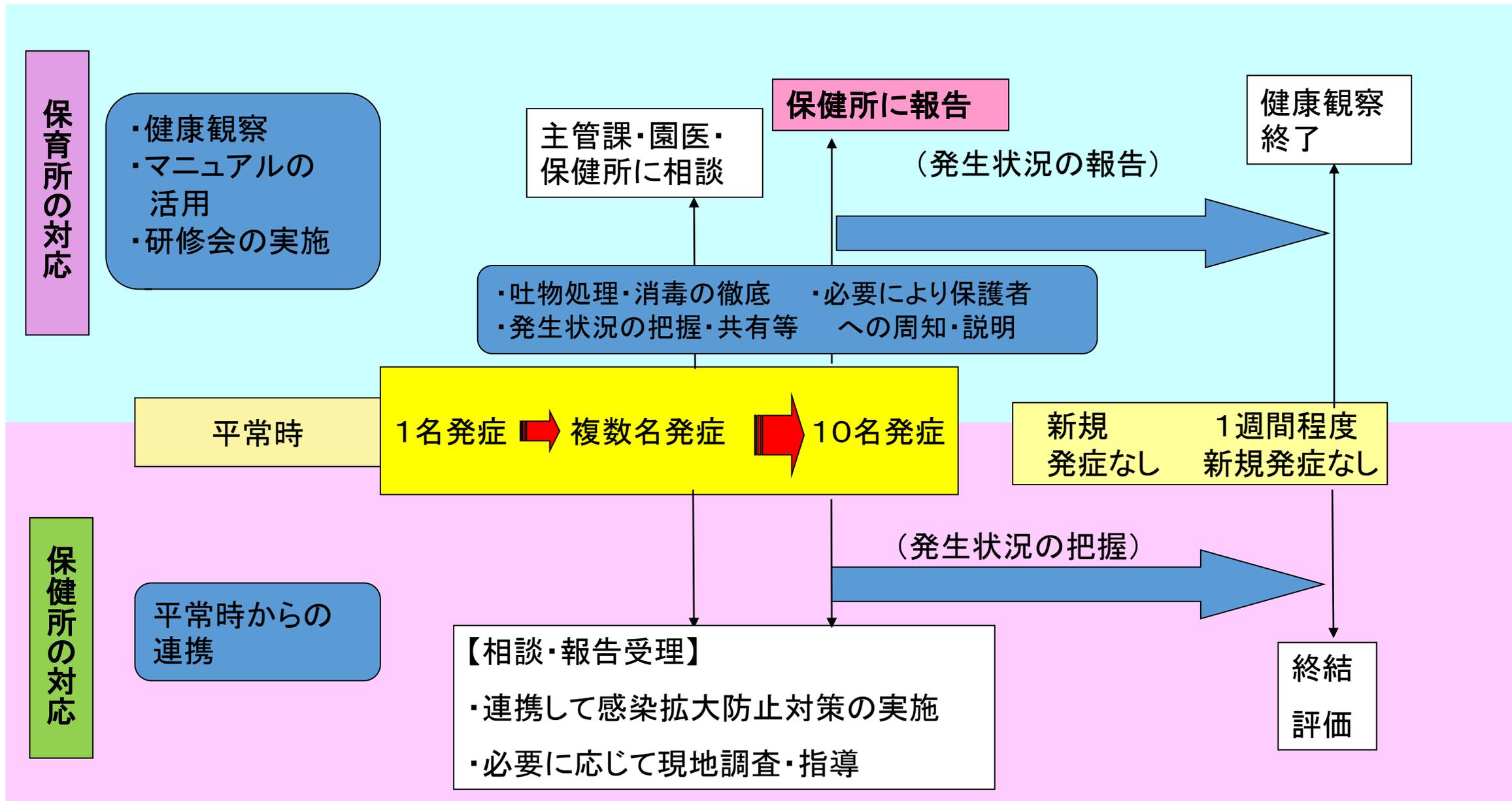
ウ. ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

対象となる施設: 保育所・認定こども園等



施設内で同じ感染症の人が
「園児と職員合わせて10名以上、園児と職員で20名未満の施設は半数以上」
発生したら報告をお願いします。

対策の流れ(一例)



4 担当のみなさまにお願いしたいこと

- ・平常時から、**感染対策マニュアルを整備、職員間で共有し、感染症発生時に対応ができるようにすること。**
- ・日頃から、施設において**中心となる人の存在を確立し、嘱託医や主管課と連携**することで、組織として取り組むこと。
- ・**職員自身の健康管理**(感染源や感染者にならないための方策)、**環境管理**(体調不良時に相談、休暇を取得しやすい体制、受診勧奨等)を行うこと。
- ・施設内での感染状況について保護者に周知(アプリやメールで配信、玄関の貼り紙等)し、**保護者にも感染症流行の意識を持っていただくこと。**

★感染症に関する相談・報告先

窓口: 中讃保健福祉事務所 保健対策第一課 感染症担当

電話: 0877-24-9962

メール: chusanhokensyo@pref.kagawa.lg.jp

お気軽に
ご相談ください!



ご清聴
ありがとうございました